

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年10月30日付けで行った公文書部分開示決定については、不開示とした部分を開示するとともに、「育児休業等代替職員登録試験作文試験採点要領」を対象文書として特定し、改めて開示等の決定をすべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年10月16日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成26年度育児休業等代替職員登録試験登録区分Bの合格基準に関する文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「平成26年度育代等登録試験における合格者決定方針」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、試験の採点方法、合格者の決定方法については、開示することにより将来の育児休業等代替職員登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあり、条例第10条第5号に該当するため一部を開示しないこととした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年10月30日付けで申立人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、平成26年12月22日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年2月18日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を

受けた。

- (5) 当審査会は、平成27年4月2日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年5月15日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年5月15日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。
- (8) 当審査会は、平成27年6月19日に実施機関から「育児休業等代替職員登録試験作文試験採点要領」（以下「採点要領」という。）と題する文書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨
本件処分で不開示とされた部分の開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由
試験の採点方法及び合格者の決定方法について知りたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書について
本件対象文書は、育児休業等代替職員登録試験（以下「登録試験」という。）を所管する実施機関において作成した「平成26年度育代等登録試験における合格者決定方針」である。
- (2) 本件処分の理由について
本件対象文書において不開示とした部分は、試験の採点方法及び合格者の決定方法である。試験の採点方法や合格者の決定方法について公開した場合、試験においてどの項目を重視しているか、すなわち教養試験により判断できる一般教養の知識を重視しているのか、作文試験により判断できる論理力や社会性などを重視しているのか、それともその双方を同じ程度に重視しているのかなどについて公になるこ

とで受験者の偏った受験対策を助長する可能性がある。その結果、試験によって把握すべき一般教養の知識や論理力、社会性などを正確に把握することが困難になり、適切な登録者を確保することができなくなるおそれがある。特に登録試験は、年齢要件の上限がないなど対象者がきわめて幅広い上、登録においては面接等を実施しておらず、論理力や社会性などを把握する機会が限られていることから、これらの能力を正確に把握する必要性は高い。

また、育児休業等代替職員の登録期間は3年間であり、合格者が翌年再び受験し登録期間を更新することを認めているため、同じ受験者が何度も登録試験を受験することができる。一度公開した場合、その支障は不可逆的に生じることから、通常の採用試験と比べて、試験の採点方法及び合格者の決定方法について公開に慎重である必要がある。

このように、試験の採点方法や合格者の決定方法について開示することにより、将来の登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあることから、条例第10条第5号に該当すると判断し、部分開示決定を行った。

(3) 申立人の主張について

申立人は、不開示とした情報について「知りたいと思っているのに、どうして開示されないのか。」と述べている。この点については、再三にわたり丁寧な説明を行ってきたが、申立人の納得を得られず、最後までどの点について見解に相違があるのか見出すことができなかつた。異議申立書から推測するに不開示とした理由全体について納得していないと判断し、将来の登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるという不開示理由をあらためて主張したいと考える。

5 審査会の判断

(1) 育児休業等代替職員について

育児休業等代替職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号及び第18条第1項に基づき、育児休業を取得した

職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として任期を定めて採用される職員である。

育児休業等代替職員の採用に係る選考については、職員の任用に関する規則（昭和46年埼玉県人事委員会規則第6号の11）第20条第1項第4号により、人事委員会が各任命権者に委任しており、実施機関が委任を受けて登録試験を実施している。

登録試験においては、育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務する職員を育児休業等代替職員（登録区分A）、育児短時間勤務を行う職員の代替として任期を定めて勤務する職員を任期付短時間勤務職員（登録区分B）といい、登録区分ごとの試験種目、試験時間及び試験内容を登録案内に記載するとともに、合格発表後には、受験者のうち希望者に試験成績（総合得点と順位）の開示を行うなど透明性の確保に取り組んでいることがうかがえる。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は平成26年度の登録試験における合格者の決定方針であり、教養試験の結果、作文試験の評定、合格者の決定等が記載されている。

実施機関は、本件対象文書のうち試験の採点方法及び合格者の決定方法については、開示することにより将来の登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあり、条例第10条第5号に該当するものとして不開示とした。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について検討を行う。

(3) 不開示部分の条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

実施機関は、試験の採点方法及び合格者の決定方法を公にすることにより、試験においてどの項目を重視しているかが公になることで、受験者の偏った受験対策を助長する可能性があり、登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあると主張する。しかし、平成26年度の登録試験は実施済みであるだけでなく、実施機関は、採点方法や合格者の決定方法を今後変更することも可能である。また、採点方法や合格者の決定方法が将来同じであったとしても、問題は毎年異なるものであるため、採点方法や合格者の決定方法が公になることにより受験者が取り得る対策には限度があると考えられ、実施機関の主張するおそれは抽象的なものにすぎない。

以上の理由により、試験の採点方法及び合格者の決定方法について開示し、試験においてどの項目を重視しているかが公になったとしても、登録試験を実施する目的である、人物的な側面からの受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難となるおそれがあるとまでは認められない。

また、実施機関は、育児休業等代替職員の登録期間は3年間であり、合格者が翌年再び受験し登録期間を更新することを認めているため、通常の採用試験と比べて、試験の採点方法及び合格者の決定方法について公開に慎重である必要があると主張する。しかし、同じ受験者が何度も試験を受験することができるのは登録試験に限らず、他の試験においても通常想定されることであり、特に公開に慎重である必要はない。

したがって、試験の採点方法及び合格者の決定方法を開示することにより、将来の登録試験の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

よって、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当とはいえないため、本件対象文書の不開示部分は、開示すべきである。

(4) その他の対象文書について

当審査会が本件対象文書以外に登録試験に関する何らかの合格基準がないのか実施機関に確認したところ、実施機関から当審査会に対し作文試験の採点要領が記載された文書である採点要領が提示された。

当審査会において採点要領を見分したところ、登録試験の合格基準に関する一定の記載があることを確認した。

したがって、実施機関は、採点要領を本件開示請求の対象文書として特定し、改めて開示等の決定を行うべきである。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 2月18日	諮問を受ける（諮問第271号）
平成27年 2月18日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 4月 2日	申立人から意見書を受理
平成27年 5月15日	実施機関から説明、申立人から意見陳述聴取及び審議（第二部会第107回審査会）
平成27年 6月19日	実施機関から採点要領を受理
平成27年 6月19日	審議（第二部会第108回審査会）
平成27年 7月17日	審議（第二部会第109回審査会）
平成27年 9月 4日	審議（第二部会第110回審査会）
平成27年10月23日	審議（第二部会第111回審査会）
平成27年11月20日	審議（第二部会第112回審査会）
平成27年12月10日	答申

